

公益財団法人山口市文化振興財団における
公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 28 年 10 月 1 日制定

本財団では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）」に則り、公的研究費の管理・監査体制を整備するとともに、不正防止対策の基本方針を定め、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理に努める。

1. 不正使用防止に関する責任体系を明確化し、本財団の内外に周知・公表する。
2. 公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画を策定し、対策を実施する。
4. 公的研究費の執行状況を遅滞なく把握し、適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関する規則等の情報を発信し、財団内外で共有する体制を構築する。
6. 実効性のあるモニタリング体制を構築し、不正使用発生を防止する環境を整備する。

附 則

この基本方針は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。